

V 財形貯蓄事務

「財形貯蓄」を実施している方は、この度の退職により、財形貯蓄の要件である事業主（群馬県教育委員会）による預入額の給与からの天引き及び代行預入ができなくなりますので、今まで積み立てた残高等について、次の項目の中から一つを選択し手続を行ってください。

なお、退職等に伴う福利課への書類の提出は必要ありません。

ただし、退職者名等を福利課から金融機関へ連絡するのは4月21日頃になりますので、ご本人が口座の解約等を行うのはそれ以後になります。（4月21日以前は口座の解約等はできません。）

1 「再就職しない場合」

(1) 一般財形

- ① 口座を解約して現金化するか、他の預金等にする。
- ② 残高をそのまま貯蓄として保有する。

(2) 財形年金

① 退職時、満55歳以上であり、財形積立期間が5年以上の場合

ア 契約した年金受取開始日以降、毎年一定の時期に年金として受け取る。（「財形年金貯蓄の非課税適用確認申告書」、「財形年金貯蓄者の退職等申告書」の金融機関への提出が必要です。）

ただし、契約した積立終了日より前に退職する場合は、在職中に以下のとおり契約変更手続を行ってください。

- 様式及び提出先・・・所属所にある財形貯蓄変更届（変更2）を福利課へ提出
積立終了日・・・在職中の年月となるように記入
年金受取開始日・・・満60歳以降で、積立終了日から5年以内となるように記入
- イ 財形年金の契約内容（積立終了日、受取開始日、年金受取方法・期間等）を変更する場合は、**契約した積立終了日までに**所属所にある財形貯蓄変更届（変更2）を福利課へ提出してください。

② 退職時、満55歳未満の場合、又は、財形積立期間が5年に満たない場合

（財形年金の要件を満たさないため、財形年金として受け取ることができません）
口座を解約して現金化するか、他の預金等にする。

(3) 財形住宅

- ① 口座を解約して現金化するか、他の預金等にする。
- ② 退職後の住宅取得や増改築等のために、残高をそのまま貯蓄として保有する。
（退職後1年間は、利子の非課税が継続します）
いずれの場合も、ご本人が金融機関の窓口で直接手続をしてください。
なお、詳細については、現在積立中の金融機関に照会してください。

2 「再就職する場合」

(1) 再任用される場合

① 再任用後は、財形をしない

「再就職しない場合」と同じ扱いになります。

② 再任用後も引き続き財形を続ける

引き続き財形を継続する場合は、所属所にある財形貯蓄変更届（変更1）を福利課へ提出してください。

ただし、再任用で財形を継続する場合、手続に時間を要しますので、4月分の給与からの控除はできません。最短で5月分の給与からの控除になります。

なお、変更届の記載内容等の詳細及び記入例については、2月末に各所属所へ通知します。

※ 財形年金の継続

- ・ 財形の積立終了日を定年退職日（年度末）以前に設定されている方は、積立終了日の延長手続を以下のとおり行ってください。

様式及び提出先・・・所属所にある財形貯蓄変更届（変更2）を福利課へ提出

積立終了日・・・再任用の任期満了日以前となるように記入

年金受取開始日・・・満60歳以降で、積立終了日から5年以内となるように記入

- ・ なお、積立終了日の延長手続は、現在契約している積立終了日までに行ってください。

（2）その他の場合

① 再就職後は、財形をしない

「再就職しない場合」と同じ扱いになります。

② 再就職先で引き続き財形を続ける

再就職先が財形貯蓄制度を実施している場合は継続できますので、退職後2年以内に再就職先で継続手続を行ってください。

（ただし、いったん口座を解約したものについては継続できませんのでご注意ください。）

なお、詳細については、現在積立中の金融機関又は再就職先の財形事務担当者に照会してください。

残高等の今後の取扱いについては、取扱金融機関から退職者の皆様に連絡するよう依頼しますが、皆様もご自分の預金ですので、必ず取扱金融機関と接触をもち、意思の疎通を図った上で、財形貯蓄制度を上手に活用できるよう心掛けてください。